

採用代行業務委託契約書

(以下甲という)と株式会社 LainZ(以下乙という)は、甲および乙が双方適宜提供する情報および、甲が乙に委託する採用代行業務に関して、次の通り同意し、契約する。

第1条(機密情報の範囲)

本契約書でいう機密情報とは、文書・口頭および物品を問わず、甲および乙よりそれぞれに対して開示した情報(第11条に定める個人情報を含む)および本件検討の事実をいう。但し、機密情報には以下に定める情報は含まれないものとする。

- 1) 甲および乙が機密情報を入手した時点で、既にそれぞれが当該情報を保有していた場合
- 2) 甲および乙が機密情報を入手した時点で公知であるか、または甲および乙が機密情報を入手した後、それぞれの責に帰す事由によることなしに公知となった情報
- 3) 甲および乙が正当な権限を有する第三者より機密情報保持義務を負うことなく入手した情報

第2条(機密情報保持義務)

- 1) 甲および乙は、それぞれの相手側より提供された機密情報の取り扱いに充分注意し、これを守秘し、合理的に必要な、甲及び乙の役員、従業員および甲および乙の雇う弁護士、会計士等の専門家(以下甲及び乙の関係者という)にのみ開示し、それぞれ相手側の事前の同意なくしては機密情報を第三者に開示しない。
- 2) 前項に従い、それぞれの相手側の同意を得た上で機密情報の開示を行う場合、甲および乙は、かかる開示を受ける者に対しても、甲および乙の関係者が法令その他法的手続きにおいて機密情報を開示するように要求され適用法令を遵守するために情報開示がひつようであるという弁護士、会計士等の専門家の書面による意見書を取得した場合には、それぞれの相手側に対してその旨を事前に通知した上で、本契約書上何ら責を負うことなく、かかる手続きにおいて要求される範囲で機密情報を開示できるものとする。なお、本項の定めによる情報を開示する場合、速やかに相手方にその旨を通知する。

第3条(対象情報取り扱い)

- 1) 甲および乙は、機密情報を善良な管理者の注意を持って管理、保管するものとし、機密情報を必要以上に複製しない。
- 2) 甲および乙は、それぞれの相手側より要求を受けた場合、または本契約が終了した場合、甲および乙は、それぞれの相手側に対して速やかに対象情報および機密情報を含む作成物全てを返却または廃棄する。

第4条(有効期間)

本契約書は、甲および乙が本契約書に記入捺印した日に効力を発し、1年間有効に存続するものとする。但し、有効期間満了の30日前までに甲または乙からの別段の意思表示なき限り、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第5条(保証の否定)

甲および乙は、自己が提供する情報の正確性、有効性等について、相手方に対していかなる保証も行わない。

第6条(採用代行業務について)

甲は、乙に次の通り採用代行業務を委託するものとする。

- 1) 採用活動の企画

- 2) 募集要項の作成
- 3) 面接日時の設定
- 4) 人材への合否連絡
- 5) その他採用代行業務にかかわる業務

第7条(採用代行手数料について)

- 1) 甲は、第6条で定めた乙の行う採用代行業務にて1人の人材採用の決定つき、乙に採用代行手数料を払うものとする。
- 2) 採用代行手数料は、個別契約を結ぶものとする。

第8条(採用代行手数料の支払い方法について)

甲は、第7条2項で定めた採用代行手数料に消費税を加えた金額を、甲が採用した人材が入社した日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に支払うものとする。尚、振込み手数料は甲が負担するものとする。

第9条(採用代行手数料の返金について)

- 1) 第6条で定めた乙の行う採用代行業務にて甲が採用した人材が、入社日から起算して以下に定める期間内に本人都合により退社した場合は、乙は甲が採用した人材の退職日の属する月の翌月末日までに下記により算定された返戻金を支払うものとする。但し、内定通知に記載された就業条件と、入社後の就業条件や業務内容等が異なる場合は、この限りではない。

1ヶ月以内	採用代行手数料の80%
2ヶ月以内	採用代行手数料の50%
3ヶ月以内	採用代行手数料の20%
- 2) 甲は、第6条で定めた乙の行う採用代行業務にて、内定を通知した人材に対し、その人材が内定を承諾した後、内定の取消し(解雇)を行った場合、又は待遇、職種、業務内容において、内定通知書の内容変更により、人材が内定辞退を行った場合、甲は乙に対して第7条2項で定めた採用代行手数料を100%支払うものとする。但し、当該人材が病気や怪我、自然災害等の不可抗力により就業が困難となり、内定取消(解雇)、内定通知書の内容変更を行わざるを得ない場合はその限りではない。

第10条(採用代行手数料の支払いの遅延)

甲が、乙に対する採用代行手数料の支払いを遅滞した場合、甲は年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第11条(個人情報の保護)

- 1) 甲は、乙の提供する採用代行業務により取得した個人情報を甲の採用活動の目的以外に利用しないものとし、当該個人の同意なしに、第三者に提供しないものとする。
- 2) 甲は、乙の提供する採用代行業務により取得した個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面および組織面において必要な安全対策を継続的に講じるよう勤めるものとする。

第12条(解除)

- 1) 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由が一つでも生じたときには、何らかの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

1. 重大な過失または背信行為があったとき。
 2. 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理、特別清算開始の申立があった場合。
 3. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 5. 本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2) 甲又は乙は、相手方が本契約又のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3) 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部または一部が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債権につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

第 13 条(誠意解決)

- 1) 本契約書に定めなき事項または、本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙は誠意を尽くし双方協議の上、その円満な解決に最大限努める。
- 2) 本契約の内容の変更は、事前に甲乙協議の上、別途、書面にて変更契約の締結することによってのみこれを行うことができる。
- 3) 甲乙協議しても解決できない場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

乙：